

さいたま市島町西部土地区画整理事業

# まちづくりだより

== 自慢のふるさとづくりに向けて ==

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫  
住所 さいたま市見沼区島町460番地1  
連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

## 謹 賀 新 年

組合員の皆様におかれましては、日頃より本事業に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は本事業の中でも節目の年となる二つの大きなイベントがございました。

一つめが、大宮市の時代より長年の懸案となっていました、都市計画道路東大宮七里線並びに堀崎深作線、各一部区間の昨年4月の供用開始です。これにより、東大宮駅方面と国道16号方面が、都市計画道路によって結ばれることとなり、島町・深作・春野・春岡・東大宮など地域交通網の充実が、大いに期待されます。

もう一つが、生活提案型ショッピングセンター「ハレノテラス」が、昨年4月12日に開業したことです。

こちらは、スーパーマーケット「ヨークマート」を中心に地域に密着したテナント構成で、組合員の皆様を始めとする、地域住民の生活の一助になることを期待しています。



【施設全景】

一方、これまでの事業計画においては、来る平成30年度に事業の完成を予定し、その目標達成に向けた取り組みを進めてまいりました。

しかし、さいたま市内に限らず全国的な状況であるとは聞き及んでいます。近年では国へ

補助金を申請しても、要望額の5割程度しか補助金が来ないといった状況にあります。

そのため、これまでの事業進捗率が平成28年度末事業費ベースで、約60%という進捗率となっており、当組合では、事業の施行期間を5年間延長することを決断いたしました。

そのことについては、第3回事業計画変更として、去る12月23日に開催した総代会において、承認をいただいたところです。

今後は1月中旬を目処に、認可権者である、さいたま市に対し変更申請書を提出し、市担当各課によって、土地区画整理法に規定する縦覧等の手続きを進め、3月頃に変更の認可を得ることを目標としています。

事業の早期完成を望む組合員の皆様には、今しばらくご不便をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、役員一同より一層の事業の推進に務めて参ります。

引き続きご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

なお、新年は1月9日から平常業務の開始とさせていただきます。

平成30年 元旦

さいたま市島町西部土地区画整理組合

理事長 枝久保 達夫

副理事長 山崎 清隆・山崎 貞孝

理事 高橋 敏・細井 昌美

山田 千代子・山崎 一雄

監事 齋藤 利夫・山崎 良信

吉田 敏雄

## 工事を進めています

本年度は「平成29年度区12-2号線外道路及び雨水管築造工事」を発注し、株式会社杉本土工業と契約しました。

[概要]道路築造工 区12-2号線114m、区12-1号線100m、土工・排水構造物工・路盤築造工・その他工事各一式、雨水管築造工事φ800・82m、φ1000・52m

また、昨年度の国庫補助金(補正予算)によって「平成28年度区6-15号線外道路築造工事」を、株式会社栄建実業と契約しました。

[概要]道路築造工 区6-15号線135m、区6-19号線95m、区6-23号線226m、区6-25号線61m、区6-26号線60m、区6-33号線85m  
土工・排水構造物工・路盤築造工・その他工事各一式

なお、本年度も国庫補助金に補正予算がつきましたので、近いうちに追加工事を発注する予定となっています。

工事について、何かお気付きの点がございましたら、組合事務所までご連絡ください。

## 平成29年の主な活動及び平成30年の予定

### 【昨年の活動】平成29年

- 1月：まちづくりだより第14号発行
- 3月：第15回総代会(H29年度予算等)
- 7月：第16回総代会(H28年度決算等)
- 9月：道路築造工事の契約
- 12月：第17回総代会(事業計画変更)

### 【今後の予定】平成30年

- 2月：道路築造工事の発注(補正分)  
事業計画変更の縦覧(支援課にて実施)
- 3月：第18回総代会(H30年度予算等)  
第3回事業計画変更の認可
- 7月：第19回総代会(H29年度決算等)
- 8月：道路築造工事の発注

## 事業計画を変更します

本事業は、平成22年2月15日付けで組合設立の認可を得て、鋭意事業の推進を図ってまいりましたが、主に近年の予算要望に対する国庫補助金の充当率の低下を原因とした、各年度の事業量の不足によって、事業計画の見直しが必要と認められ、事業計画の見直しが行われました。

よって、施行期間のみならず本事業の様々な点について精査し、国土交通省関東地方整備局やさいたま市担当各課などと協議を重ね、下記について事業計画を変更するものとし、

### 1 事業施行期間の変更

事業施行期間を5年間延長し、完了の日を平

成36年3月31日に変更する。

### 2 都市計画道路の名称の変更

さいたま都市計画道路の変更に伴い、3・4・76大和田深作線(幅員18m)の名称を、3・4・150堀崎深作線に変更する。

### 3 区画道路の変更

区画道路の一部において、道路の安全性の向上及び宅地の有効活用を図ることを熟慮し、再配置を行う。

### 4 資金計画の変更

過年度の実績及び事業施行期間の延長に伴い、資金計画の変更を行う。

～事務局より～旧年中はいろいろお世話になりました。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。前述の事業計画変更に関する縦覧については、詳細が決まり次第、さいたま市担当課によって公告やウェブサイト等にて周知される予定となっています。